

第5節 景観の形成

本県が有している雄大で美しい自然や、地域固有の歴史・文化・人々の暮らし等が織りなす多彩で豊かな景観は、県民共通の資産として保全し、将来の世代に引き継いでいくことが求められており、県では、平成19年度に「景観条例」、「景観形成基本方針」や「景観形成ガイドライン」を、平成20年度に「公共事業景観形成基準」を策定し、これらに基づく施策として、平成29年度に次の事業を行いました。

1 景観法を活用した取組の推進

(1) 景観行政団体への移行

景観法に定める景観行政団体（同法に基づく各種施策を活用して良好な景観形成を行う主体）に、新たに1団体（与論町）が移行し、平成29年度末の県内の景観行政団体は、41市町村となりました。

(2) 市町村景観計画策定支援事業の実施

各市町村における景観計画の策定を促進するため、計画策定に必要な情報やノウハウを学習する全体研修会を開催したほか、景観計画策定に精通した景観アドバイザーが市町村を訪問し、景観計画策定に係る指導や助言を行いました。

※平成29年度末で景観計画の策定を終えているのは、5市町（鹿児島市、出水市、薩摩川内市、霧島市、屋久島町）

2 景観形成の実践活動への支援

市町村や地域づくり団体等による地域の特性を生かした景観づくりを支援するため、まちづくりや緑化等の専門家を景観アドバイザーとして派遣しました。

3 景観形成の普及啓発

(1) かごしま・人・まち・デザイン賞の実施

良好な景観に対する県民等の理解を深め、個性豊かで魅力あふれる景観の形成を推進するため、特に功績があった方々について、平成29年度は「景観づくり部門」及び「都市デザイン部門」で、大賞各1件、優秀賞各2件、奨励賞各1件の表彰を行いました。

(2) かごしま景観学習の実施

本県の個性豊かで魅力あふれる景観の大切さを、次世代を担う子供達に引き継ぐとともに、郷土に対する誇りを持てる人材を育成するため、「かごしま景観学習」を実施することとし、平成29年度においては、平成27年度に選定した小学校3校（垂水市立新城小学校、始良市立山田小学校、大和村立名音小学校）において、景観に係る学習プログラムが実施され、必要となる講師派遣等の支援を行いました。

4 景観に配慮した公共事業の推進

県自らの景観形成に関連のある事業についても、公共事業景観形成基準に即して、景観に配慮した公共事業を実施しました。